

保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会開催要綱

1. 目的

平成20年4月1日から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導を40歳以上の加入者に対し、計画を定め実施することとされたところである。

今後、医療保険者において、被扶養者を含めた加入者を対象として、健診未受診者の確実な把握、保健指導の徹底、医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価といった保健事業の取組の強化を図るためには、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが重要である。

こうしたことから、医療保険者における特定健康診査及び特定保健指導の提供方法や評価方法等の検討を行うため、関係者の参集を得て、厚生労働省保険局長が開催する。

2. 検討事項

- (1) 医療保険者における企画立案・実施体制について
- (2) 被扶養者に対する健診・保健指導に係る決済やデータ移動の仕組み
- (3) 特定健診・特定保健指導の取組の評価方法
- (4) その他

3. 構成

- (1) 検討会は、医療保険者の代表者等から構成し、委員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討作業を効率的に行うため、検討会の下にワーキンググループを設ける。
- (3) 保険局長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、保険局総務課(本課)の協力を得て、同課医療費適正化対策推進室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策 に関する検討会 委員名簿

50音順

氏 名	所 属
赤星 慶一郎	社団法人 日本経済団体連合会 ヘルスケア産業部会長
内田 健夫	社団法人 日本医師会 常任理事
押野 榮司	社団法人 日本栄養士会 常任理事
小島 茂	日本労働組合総連合会 総合政策局 生活福祉局長
草間 朋子	社団法人 日本看護協会 副会長（大分県立看護科学大学学長）
小池 啓三郎	日本私立学校振興・共済事業団 理事
河内山 哲朗	全国市長会 国民健康保険対策特別委員会 委員長
櫻井 正人	社団法人 国民健康保険中央会 常務理事
白川 修二	東芝健康保険組合 理事長代理
田中 一哉	社団法人 国民健康保険中央会 審議役
田村 政紀	有限責任中間法人 日本総合健診医学会 理事長
◎ 辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター副センター長兼健康開発部長
対馬 忠明	健康保険組合連合会 専務理事
中村 嘉昭	社団法人 全国国民健康保険組合協会 常務理事
奈良 昌治	社団法人 日本病院会 予防医学委員会委員長
松岡 正樹	社会保険庁 運営部医療保険課長
水口 忠男	社団法人 地方公務員共済組合協議会 常務理事
峯村 栄司	社団法人 共済組合連盟 常務理事
山本 文男	全国町村会 会長

◎は座長

平成18年10月11日現在

保険者への情報提供

- 国及び都道府県においては、平成20年度からの特定健診・特定保健指導の円滑な導入に向けて、保険者協議会等の場を活用して、説明や意見交換を行う。

- 当面は、次の事項をテーマとする。
 - ・ 特定健診・特定保健指導の趣旨・概要
 - ・ 「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」
 - ・ 特定健診・特定保健指導に関する保険者における平成20年度に向けた主な作業

- このことに関する窓口は、
 - <国レベル>

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

 - <都道府県レベル>

(9月中を目途にとりまとめ、各保険者団体等に別途連絡)

検討スケジュール（案）

第1回 8月30日

- ・ 保険者における平成20年度に向けた主な作業
- ・ 保険者への情報提供
- ・ 「決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ」の設置

（9月～12月 「決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ」を適宜開催）

第2回 10月頃

- ・ 保険者における健診・保健指導の準備状況（1）
- ・ 市町村における衛生部門との連携方策（1）
- ・ 被扶養者への健診・保健指導の提供体制
- ・ 保険者間等における決済及びデータ送受信（1）
- ・ 社会保険診療報酬支払基金に報告するデータの仕様
- ・ 被保険者への健診結果通知の様式 等

第3回 12月頃

- ・ 保険者における健診・保健指導の準備状況（2）
- ・ 市町村における衛生部門との連携方策（2）
- ・ 保健指導の供給の見通し
- ・ 保険者間等における決済及びデータ送受信（2）
- ・ 個人情報保護対策 等

第4回 1月頃

- ・ 取組目標の項目及び水準、算出の仕方
- ・ 後期高齢者医療支援金の加算減算 等

必要に応じ、第5回以降を開催。

決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ(案)

1. 検討事項

次の事項について、「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」での議論のたたき台となる原案を作成する。

- ・ 保険者間における決済及びデータ移動の方法
- ・ 保険者から社会保険診療報酬支払基金に対して報告するデータの仕様
- ・ 被保険者への健診結果の通知の様式 等

2. メンバー

次の組織団体（事務局を含む）に所属する実務者各1～2名程度

- ・ 健康保険組合連合会
- ・ 国民健康保険中央会
- ・ 社会保険庁
- ・ 日本医師会
- ・ 日本総合健診医学会
- ・ 日本経済団体連合会

各メンバーを具体的に誰にするかは、事務局において、後日取りまとめる。

また、個別のテーマに応じて、適宜、他の組織団体（例：社会保険診療報酬支払基金、保健医療福祉情報システム工業会等）や有識者に対して、メンバーとしての参加を依頼する。